

自然再生基本方針の見直し内容に対する 関係者からの意見・アドバイス

H26.1.20

平成 25 年 10 月から 12 月にかけて、以下のような自然再生に関わりが深い方々に対して、自然再生基本方針の見直し内容について説明し、意見やアドバイスを伺った。

自然再生専門家会議委員

自然再生事業実施者（法定協議会）

自然再生事業実施者等（法定外協議会等）

日本学術会議

これらの内容については、自然再生の円滑な推進に関連するものであり、自然再生基本方針の見直しに反映する必要。

自然再生専門家会議委員からの意見

平成 25 年 10 月、自然再生専門家会議現地調査（釧路湿原）において、自然再生専門家会議委員 7 名から意見を伺った。

自然再生の取組における評価の推進（有識者等による評価の重要性等）【 - 1 】

自然再生の取組において、必要に応じて有識者などを活用して自然環境の質的な変化を評価することに加え、組織の成果を明らかにすることも重要なことである。

地方公共団体の役割を強調する必要性【 - 2 】

地方公共団体は、地域の自然環境について検討するとともに自然再生に取り組む主体として重要な役割を有するものであり、地方公共団体の役割を強調することも重要である。

「持続可能な開発のための教育」の観点の重要性【 - 3】

持続可能な社会の実現のためには、「持続可能な開発のための教育」の観点を取り入れた環境教育を行い、人材育成を図ることも重要なことである。

自然環境が織りなす「美しい」景観形成の重要性【 - 4】

自然再生は、自然環境のみならず美しい景観をも再生するものである。

小さな自然再生の重要性

自然再生協議会を設立し自然再生を実施することは、専門家や行政が多く参加し、専門的知識に裏付けされたブランド性を有するものとなる。一方で、地域住民等が行うような小さな自然再生が全国各地で展開されることも重要である。

人口減少という社会情勢を踏まえた自然再生の重要性

少子高齢化が進む中で、自然再生の実施にあたっては、将来を見据えて小規模であるが中身が充実した自然再生とすることや自然再生の取組自体を体験型観光資源として活用することにより、都市部と農山村部の交流を活性化させていくことも重要なことである。

などの意見・アドバイスが出された。

自然再生事業実施者(法定協議会)からの意見

平成 25 年 11 月、21 の協議会（24 協議会のうち 3 協議会欠席）の実施者から意見を伺った。

地方公共団体が生態系の現状や将来像の地図化・見える化を進める必要性【 - 1 】（八幡湿原）

地方公共団体が、地域の生態系の現状やあるべき姿を明らかにしていくことも重要なことである。これにより、地域の自然環境に関心を持ち意欲ある地域住民等により、自然環境の保全・再生活動が進んでいくことが期待される。

小さな自然再生の説明文書の修正【 - 2 】（釧路湿原ほか）

小さな自然再生の定義の説明文書に、「自然再生協議会によらずとも実施できる」とあるが、協議会の設立の否定と取られかねないので、「地域住民等により実施される」とした方が良い。

行政機関同士の情報共有の重要性（竜串ほか）

自然再生事業は、多様な主体により実施されるものであるため関係行政機関も多岐にわたる。このため、行政機関同士の情報共有が重要である。

などの意見が出された。

自然再生事業実施者等（法定外）からの意見

平成 25 年 12 月、5 団体（琵琶湖博物館、戸田ヶ原、豊岡市、八尾市、滋賀県）から意見を伺った。

地域住民等が有する自然環境情報を基にしたモニタリングの重要性【 - 1 】（豊岡市）

鳥類の飛来状況や生息状況、昆虫の分布情報などについて、地域に住む専門家や愛好家の方が多くの情報を有している場合もあり、これらの情報を行政機関などが積極的に入手し、その情報を生かしたモニタリングも重要なものである。

小さな自然再生の参考となる事例集の必要性【 - 2 】（戸田ヶ原ほか）

地域住民等が行う小さな自然再生の推進は非常に重要なことであり、特に、退職者が増加するこれからは、地域住民による活動を後押しすることが重要である。このため、地域住民が小さな自然再生を実施するために参考となる事例集を整備することが重要であり、国はその作成を進める必要がある。

行政や博物館に相談することの重要性【 - 3 】（琵琶湖博物館ほか）

地域住民等が行う小さな自然再生は、専門家とともに実施せず、地域住民単独で行うこともあるため、外来種の移植や遺伝子情報に配慮されない取組など間違った自然再生がなされることも懸念される。このため、地域住民等が自然再生を実施する場合は、関係行政機関や地域の博物館に相談することが重要であると記載し、地域の自然環境に合った自然再生が進むようにする必要がある。

狭い範囲で行う自然再生における法定協議会の設立の困難さ（滋賀県）

一つの池を対象とするような狭い範囲を対象とした自然再生を実施する場合には、関係者が少数であり、国や都道府県が参加する自然再生協議会の設立が難しい場合もある。

法定協議会以外の自然再生実施者における自然再生基本方針の活用について（戸田ヶ原）

自然再生基本方針には、自然再生の実施に参考となる情報、特に実施計画の作成で留意すべき点が記載されていることから、自然再生の計画を作成する際にも活用できるものである。などの意見が出された。

日本学術会議からの意見

平成 25 年 12 月、日本学術会議 統合生物学委員会・環境学委員会合同自然環境保全再生分科会（メンバー別紙参照）7 名から意見を伺った。

防災・減災の観点を取り入れた自然環境学習の重要性【 - 1 】

東日本大震災の発生は、自然環境は人間に対して自然の恵を与えてくれる一方で災害リスクも有していることを改めて気付かされるきっかけとなった。自然環境はこのような両義性を有しているものであるため、環境学習において防災・減災の観点を取り入れていく必要がある。

地方公共団体が生物多様性地域戦略の策定を進める必要性【 - 2 】

小さな自然再生を進めるためには、地域レベルでの取組が重要であるため、地方公共団体においても、地域における生物多様性の進むべき方向や必要な措置などを示す生物多様性地域戦略の策定を進める必要がある。

自然再生の取組や手法を生かした地域コミュニティ再生の重要性【 - 3 】

自然再生の取組を地域で行うことは地域コミュニティ再生にも繋がるものであり、これを進めていくことも重要である。

現在、自然再生を実施している地域で、地域コミュニティの再生に繋がりがつつある事例もある。

「風流」を育む自然環境の重要性の説明文書の修正について【 - 4 】

日本の文化は、地域の自然環境によって多種多様なものがあるため、日本全体の文化を一律に括るのではなく、地域独特の文化も事例として列挙するような書きぶりが望ましいと思う。

などの意見が出された。

日本学術会議
統合生物学委員会・環境学委員会合同自然環境保全再生分科会メンバー

| 氏名 | 所属・職名 | 出欠 |
|--------|--------------------------------------|----|
| 鷺谷 いづみ | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 | |
| 池邊 このみ | 千葉大学大学院園芸学研究科教授 | - |
| 一ノ瀬 友博 | 慶應義塾大学環境情報学部教授 | |
| 大澤 啓志 | 日本大学生物資源科学部准教授 | - |
| 鬼頭 秀一 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 | |
| 高村 典子 | 独立行政法人国立環境研究所 生物・生態系環境研究センターセンター長 | |
| 田中 和博 | 京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授 | |
| 寺西 俊一 | 一橋大学大学院経済学研究科教授 | - |
| 戸部 博 | 京都大学大学院理学研究科教授 | |
| 三浦 慎悟 | 早稲田大学人間科学部教授 | - |
| 吉田 丈人 | 東京大学大学院総合文化研究科准教授 | |

は委員長、 は副委員長、 は幹事である。